

第 1 5 回宮城県屋外広告物審議会

議 案 書

1 報 告

第 1 4 回宮城県屋外広告物審議会議案の処理について (P 1)

2 審 議

議案 2 2 号

屋外広告物条例施行規則第 8 条の規定による許可基準の改正について (P 2 ~ P 4)

平成 2 1 年 6 月

宮城県屋外広告物審議会

第14回宮城県屋外広告物審議会議案の処理について

議案番号	件名	処理結果
第21号	屋外広告物に係る禁止地域を指定することについて	平成21年3月13日 宮城県告示第195号 (平成21年3月22日施行)

屋外広告物条例施行規則第 8 条の規定による許可基準
の改正について

屋外広告物条例施行規則第8条の規定による許可の基準の改正について

屋外広告物条例施行規則（昭和49年4月20日宮城県規則第44号）第8条の規定による許可の基準の一部を下記のように改める。

記

別表第二中備考七の「ネオン管の露出したネオンサイン又は光源の点滅する電飾装置を使用するもの」を「電氣的に表示するもの若しくは表示内容を変化させることができるもの、又はネオン管の露出したネオンサインを使用するもの」に改める。

【改正理由】

現行の定義では、「ネオン管の露出したネオンサイン又は光源の点滅する電飾装置を使用するもの」を特殊照明装置と定めているが、近年、LED等を使用した広告物の普及により、電氣的に表示内容を変化させることができる、いわゆる電光掲示板のような広告物の取扱いについて、現行条文では具体的な取扱いが明確に判断出来ないことから、疑義が生じないよう定義を改正するもの。

なお、現状の事務執行においては、点滅の有無に関わらず、原則LEDを使用した照明広告物は特殊照明装置として取扱っているが、定義を改正することにより、申請者側に対しても明確な取扱いが示せること、また、許認可事務を行う各土木事務所においても、更なる適正な事務執行が図られると考えられるため改正するもの。

【施行日】

平成21年10月1日施行予定

宮城県屋外広告物条例施行規則第8条に規定による許可の基準 新旧対照表

別表第二

新	旧
<p>1～3 略 備考1～6 略 7 「特殊照明装置」とは，広告物等に使用する照明装置で，<u>電氣的に表示するもの若しくは表示内容を変化させることができるもの，又はネオン管の露出したネオンサインを使用するものをいう。</u></p>	<p>1～3 略 備考1～6 略 7 「特殊照明装置」とは，広告物等に使用する照明装置で，<u>ネオン管の露出したネオンサイン又は光源の点滅する電飾装置を使用するものをいう。</u></p>